

○武雄市建設工事等入札心得

平成26年7月22日

訓令第9号

改正 平成27年8月28日訓令第10号

平成28年8月1日訓令第9号

平成31年3月29日訓令第6号

武雄市建設工事等入札心得（平成18年訓令第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 本市が発注する建設工事及びこれに関連する業務（以下「関連業務」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、武雄市財務規則（平成18年規則第45号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（入札）

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、契約書の案及び現場案内等（以下「仕様書等」という。）を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税対象者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

（入札方法等）

第3条 入札は、紙入札又は電子入札のいずれかにおいて、市長があらかじめ指定した方法により執行する。この場合において、入札の取扱いは次に掲げるとおりとする。

（1） 紙入札

ア 入札書は、様式第1号により作成しなければならない。

イ 代理人が入札を行う場合は、当該代理人は、入札前に委任状を提出し、入札書に記名押印しなければならない。なお、入札参加者又はその代理人が外国人の場合の入札書は、署名をもって記名押印に代えることができる。

ウ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

エ 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4

第2項各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間入札代理人とすることはできない。

オ 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(2) 電子入札 武雄市電子入札システム取扱要領（平成26年訓令第8号）第9条及び第10条の規定による。

（見積内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書）

第4条 建設工事に係る競争入札の入札参加者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 見積内訳書

ア 入札参加者は、1回目の入札金額に対応する見積内訳書を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。

イ 見積内訳書には、工事番号及び工事名、宛名並びに入札参加者の住所及び氏名を記載し、押印すること。ただし、電子入札の場合は、押印を要しない。

ウ 見積内訳書の内容は、工事区分及び各工種に相当する項目ごと（営繕等に係る工事にあつては、工事種目及び各科目に相当する項目ごと）の金額等を表示したものとする。ただし、入札談合に関する情報を受けた場合における見積内訳書の内容は、工事区分、各工種、種別及び細別に相当する項目ごと（営繕等に係る工事にあつては、工事種目、各科目、中科目及び細目に対応する項目ごと）の数量、金額等を表示したものとすることがある。

エ 見積内訳書について疑義があるときは、入札参加者に説明を求め、その結果、根拠ある説明が得られない場合は、当該見積内訳書を提出した入札参加者の入札を無効とすることがある。

(2) 現場代理人等配置予定事前届出書（様式第2号）

ア 入札参加者は、入札の時（電子入札の場合は、入札書の提出締切日時）までに、現場代理人等配置予定事前届出書を提出しなければならない。ただし、建設工事に係る予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）が3,500万円（建築一式工事については、7,000万円）未満の工事については、この限りでない。

イ 現場代理人等配置予定事前届出書に記載された主任技術者又は監理技術者については、原則として、落札者決定後契約を締結する場合において変更することはできない。

ウ 現場代理人等配置予定事前届出書に記載された主任技術者又は監理技術者については、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事については、当該工事の競争入札に係る入札日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要である。

(入札の辞退)

第5条 指名を受けた者又は条件付一般競争入札において入札参加資格を認められた者は、いつでも次に掲げる方法により入札を辞退することができる。ただし、あらかじめ入札書提出期限を設けている場合において、当該期限を過ぎたときは、辞退することができない。なお、辞退の方法については、次に掲げるとおりとする。

(1) 紙入札

ア 入札執行前にあつては、入札辞退届(様式第3号)を契約担当者等に直接持参する。

イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(2) 電子入札 武雄市電子入札システム取扱要領第11条の規定による。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に反する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札の取りやめ等の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(2) 天災地変その他のやむを得ない事由により入札をすることができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(無効の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

(1) 参加する資格のない者

(2) 当該競争入札について不正行為を行った者

- (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- (5) 入札書の金額の最初に「¥」の記号を記入していないもの又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- (6) 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- (7) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- (8) 次のいずれかの見積内訳書を提出した者
 - ア 1 回目の入札額と一致しないもの（千円未満の端数処理を除く。）
 - イ 見積もった額の合計から一括等で値引きしたもの
 - ウ 記載すべき項目について記載がないもの
 - エ その他内容に誤りのあるもの
- (9) 民法（明治29年法律第89号）第95条の規定により無効と認められるものを提出した者
- (10) 1人で2以上の入札をした者
- (11) 代理人でその資格のないもの
- (12) 武雄市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等
- (13) 入札書の提出期限が定められている場合に当該期限までに提出しなかった者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者
（落札者の決定）

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設けた入札については、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度の入札）

第10条 再度の入札については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開札をした場合において、前条の規定による落札者がいない場合は、再度の入

札（以下「再入札」という。）を行う。

(2) 再入札は、開札後直ちに行うものとする。ただし、電子入札により実施した場合において、直ちに再入札を行うことができないときは、契約担当課が指定する日時において再入札を行うことができる。

(3) 無効入札をした者及び最低制限価格を設けた入札において最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、再入札に参加することができない。

(4) 再入札の執行回数は、2回（1回目の入札を含めて3回）を限度とする。

(5) 2回の再入札においても落札者がいない場合は、2回目の再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができる。

(同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 紙入札 直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決める。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(2) 電子入札 武雄市電子入札システム取扱要領第13条の規定による。

(落札者の決定の取消し)

第12条 落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に、落札者（落札者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれか）が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、本市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、本市は、一切の損害賠償の責を負わない。

(1) 落札者の決定の日において現に施行している武雄市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）別表第2（その1）及び（その2）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件

(2) 措置要領別表第3に規定する暴力団関係者等との関係に係る措置要件

(仮契約の解除)

第13条 前条の規定は、仮契約の解除について準用する。この場合において、同条中「落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に」とあるのは「仮契約締結の日から本契約締結の日の前日までの期間に」と、「落札者（落札者）」とあるのは「受

注者（受注者」と、「落札者の決定を取り消すものとする」とあるのは「仮契約を解除するものとする」と、同条第1号中「落札者の決定の日において」とあるのは「仮契約締結の日において」と読み替えるものとする。

（契約の保証）

第14条 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、請負金額が500万円未満の建設工事又は100万円以下の関連業務については、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

2 前項に規定する契約保証金の納付は、次に掲げる有価証券等の提供をもって代えることができる。

- (1) 利付国債
- (2) 銀行、発注者が确实と認める金融機関の保証証書
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証証書
- (4) 保険会社と締結した公共工事履行保証証券の証券
- (5) 保険会社との間に締結した本市を被保険者とする履行補償保険の証券

（契約書の提出期限）

第15条 契約書の提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 落札者は、落札決定の日から原則として5日（市の休日（武雄市の休日を定める条例（平成18年条例第4号）に規定する市の休日をいう。）は含まない。）以内に契約書を提出しなければならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前号に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約をしないことがある。

（異議の申立て）

第16条 入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第10号）

1 この訓令は、平成27年9月1日から施行する。

- 2 改正後の武雄市建設工事等入札心得の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告、指名の通知又は見積提出依頼文の送付を行う案件から適用し、同日前に公告、指名の通知又は見積提出依頼文の送付を行った案件については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年訓令第 9 号）

- 1 この訓令は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の武雄市建設工事等入札心得の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告、指名の通知又は見積提出依頼文の送付を行う案件から適用し、同日前に公告、指名の通知又は見積提出依頼文の送付を行った案件については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年訓令第 6 号）

- 1 この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の武雄市建設工事等入札心得の規定は、この訓令の施行の日以後に公告、指名の通知又は見積提出依頼文の送付を行う案件から適用する。ただし、予定契約期間の末日が平成 31 年 9 月 30 日までとなるものについては、なお従前の例による。